

共に日本に居住している甲国人男 X と日本人女 Y の夫婦間に子 C が生まれ、C は日本国籍を取得した。X および Y と C との間には、嫡出親子関係が成立しているものとする。この事実関係の下で、次の各小問に答えなさい。なお、それぞれの小問は、互いに独立しているものとする。また、反致は成立しないものとする。

(1) X と Y は不仲になり、離婚することにした。甲国法は、離婚の方法として、裁判によることのみを認めている。X と Y は、協議離婚できるか。(期末試験総点 80 点中 5 点)

(2) X と Y は不仲になり、離婚することにした。両者の離婚に際して、C の親権者が誰になるかを定める準拠法は、何国法となるか。(期末試験総点 80 点中 10 点)

(3) X と Y は不仲になり、離婚することにした。両者の夫婦財産清算(財産分与)の準拠法は、何国法となるか。(期末試験総点 80 点中 10 点)

(4) Y は、X と離婚し、その 4 か月後に、日本に居住する乙国人男 Z と再婚しようとしている。乙国民法第 200 条は、「女は、離婚後 150 日間は再婚できない」と定めている。同条は、Y と Z の婚姻の妨げとなるか。(期末試験総点 80 点中 15 点)

(5) X と Y は離婚し、その際、Y が C の単独親権者となった。その後、Y は、日本に居住する乙国人男 Z と再婚した。Z は、C を養子とする縁組を行おうとしている。X は、縁組の承諾を拒否して、この縁組をやめさせることができるか。日本法上は、親権者でない X の承諾は、縁組の要件とされていない(民法 797 条 1 項参照)のに対して、乙国法上は、実親である X の承諾が縁組の要件とされているものとする。(期末試験総点 80 点中 5 点)

(6) Y は、X と離婚し、その後、日本に居住する乙国人男 Z と再婚した。Z は、C を養子とする縁組を行った。X と C の実親子関係が断絶するかを決める準拠法は何国法か。(期末試験総点 80 点中 5 点)

(7) Y は、X と離婚し、その後、日本に居住する乙国人男 Z と再婚した。Z は、C を養子とする普通養子縁組(実親子関係が断絶しない縁組)を行おうとしている。乙国法は、普通養子縁組の方法として、家庭法院の決定によらなければならないとしている。Z は、日本において本件縁組の手続を行うことができるか。(期末試験総点 80 点中 15 点)

(8) Y は、X と離婚し、その後、日本に居住する乙国人男 Z と再婚した。Z は、C を養子とする縁組を行ったが、X および Y と C との間の実親子関係は断絶していない。乙国法上は、養子は、養親と実親の共同親権に服する。C は、誰の親権に服するか。(期末試験総点 80 点中 5 点)

(9) Yは、Xと離婚し、その後、日本に居住する乙国人男Zと再婚した。Zは、Cを養子とする縁組を行った。そこで、Xは、Cの養育費の自らの負担額の軽減を求めたいと考えている。その可否と要件を決める準拠法は何国法か。(期末試験総点 80 点中 10 点)